

OKB当座貸越WEB申込サービス利用規定

OKB当座貸越WEB申込サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社大垣共立銀行（以下「当社」といいます。）が提供するOKB当座貸越WEB申込サービス（以下「本サービス」といいます。）をお客さま（以下「契約者」といいます。）が利用する際に、当社と契約者の間で適用される事項を定めるものです。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が本サービスの利用を承諾した契約者が、インターネットに接続されているパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末機」といいます。）により、本サービスにかかるシステム（以下「電子契約システム」といいます。）を介して、当社所定の当座貸越契約について、電子署名を利用し、当社に対し、契約極度額内における当座貸越取引の申込（以下「当座貸越WEB申込」といいます。）を行うことができるサービスです。

第2条（本サービスの対象）

本サービスの対象となる当座貸越契約（以下「対象契約」といいます。）の種類は、当社が指定した当座貸越契約に限るものとし、事前の通知なしに、対象契約の変更を行うことができるものとします。

第3条（本サービスの利用申込）

- 本サービスの利用にあたり、本規定の内容を承諾し、当社所定の必要書類等を添付したうえで、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）にて申込を行い、当社の承諾を得て契約者となる必要があります。また、本サービスを利用するにあたり、当社所定の方法により、次の各号に定める事項を当社に届け出るものとします。
 - 本サービスを利用して行う当座貸越WEB申込にかかる電子署名を含む一切の権限を有する個人（以下「署名者」といいます。）の氏名およびショートメッセージサービスが利用可能な電話番号。署名者は、契約者より本サービスにかかる電子署名を含む一切の権限を付与されたものとみなされ、当社所定の方法により署名者の解除の届出を行い当社が承認するまでの間、その権限は継続するものとします。なお、署名者については、契約者が個人の場合はご本人、法人の場合は当該法人の役職員に限りします。
 - 本サービスを利用して行う当座貸越WEB申込にかかる電子署名を除く一切の権限を有する個人（以下「担当者」といいます。）の氏名。担当者は契約者より本サービスにかかる電子署名を除く一切の権限を付与されたものとみなされ、当社所定の方法により担当者の解除の届出を行い当社が承認するまでの間、その権限は継続するものとします。なお、担当者の届出は契約者が必要に応じて行うものとし、契約者が個人の場合は契約者の営む事業に従事している者、法人の場合は当該法人の役職員に限りします。
 - その他当社所定の届出事項
- 署名者が電子署名を行うにあたり、前項第1号により届出された電話番号にて、電子署名用P I Nコード（以下「P I Nコード」といいます。）が記載されたショートメッセージを受信します。ショートメッセージを受信できない場合、本サービスを利用することができず、当社はこれについて一切の責任を負いません。
- 契約者は担当者に対して本規定の内容を遵守させるとともに、契約者と署名者が異なる場合、契約者は署名者に対し、本規定の内容を遵守させるものとします。また、署名者または担当者が本規定に違反した場合の責任は契約者が負うものとします。
- 本サービスの利用開始後に当社と新たに対象契約を締結した場合、該当の対象契約についても本サービスが適用されるものとします。

第4条（電子証明書）

- 契約者は、署名者の電子証明書の発行を、当社に委託し、当社を介して申請するものとします。
- 契約者および署名者は、当社と電子証明書の電子認証局である日鉄ソリューションズ株式会社（以下「発行者」といいます。）との間で、電子証明書の発行および管理のために必要な範囲内で、署名者の個人情報相互に提供・利用されることを承諾するものとします。
- 契約者および署名者は、以下の電子証明書発行サービス証明書ポリシー／認証局運用規程（以下「電子証明書ポリシー」といいます。）を承諾し、電子証明書ポリシーに記載された用途に限り電子証明書を使用できるものとします。
〈電子証明書ポリシー〉
発行者：日鉄ソリューションズ株式会社
URL：<https://www.itis.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/cpcps.pdf>
- 電子証明書のP I Nコードは第3条第1項第1号により届出された電話番号宛に送信され、署名者はショートメッセージサービスを利用して、これを受け取るものとします。
- 署名者は有効期限を超過した電子証明書を使用できないものとします。
- 電子証明書の信頼性を損ねると合理的に判断される事象が発覚した場合に、契約者または署名者に通知することなく、当社または発行者の判断で電子証明書を失効させることができるものとします。

第5条（利用手続）

- 本サービスを利用して当座貸越WEB申込を行う場合、署名者または担当者は当座貸越取引の内容を電子契約システム上に登録します。
- 署名者は、前項により登録された取引の内容等に誤りがないことを確認したうえで、電子証明書が信頼できるものと認め、第3条第2項により送信されるP I Nコードを使用して、当座貸越WEB申込を行います。当該当座貸越WEB申込は、別途当社が当座貸越取引に必要な事務処理をすべて完了した時点で、その効力を生ずるものとします。当座貸越取引には、当社の審査があり、申込どおりの融資を約束するものではありません。

- 前項の署名者が行った当座貸越WEB申込による意思表示の効果は、契約者に帰属します。
- 当座貸越WEB申込は融資希望日の3営業日前までに実施するものとします。
- 契約者と当社との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正しいものとみなします。
- 当座貸越WEB申込についてその効力が生ずる前に、申込内容の訂正や取消が必要となった場合は、当社所定の手続に従うものとします。

第6条（ユーザーID、パスワード、P I Nコードの管理）

- 本サービスの利用契約成立後に電子契約システムのユーザーIDおよびパスワードを当社所定の案内書（以下「案内書」といいます。）により、契約者、署名者または担当者に交付するものとします。
- 案内書に記載されたユーザーIDおよびパスワードは契約者に帰属します。
- 契約者、署名者または担当者は、案内書の交付を受けた場合、速やかに電子契約システムにログインし、パスワードの変更を行うものとします。
- 契約者はユーザーID、パスワードを署名者および担当者以外の者に一切開示しないものとし、また署名者および担当者がユーザーID、パスワードを第三者に開示することがないよう、契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。契約者、署名者または担当者がユーザーID、パスワードを第三者に漏えいしたことにより、当社または第三者に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。
- 契約者はP I Nコードを署名者以外の者に一切開示しないものとし、また署名者がP I Nコードを第三者に開示することがないよう契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。契約者または署名者がP I Nコードを第三者に漏えいしたことにより、当社または第三者に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。
- ユーザーID、パスワードまたはP I Nコードの紛失、盗用その他不正使用のおそれがある場合は、直ちに当社所定の方法によりパスワードの変更、P I Nコードの再発行または本サービスの利用停止の手続をとるものとします。
- ユーザーIDの有効期限はユーザーIDの発行日の1年6ヵ月後の応当日（有効期限が月末にあたり、応当日が存在しない場合は、その月末日）とし、本サービスにログインする都度、本サービスへの最終ログイン日の1年6ヵ月後の応当日（有効期限が月末にあたり、応当日が存在しない場合は、その月末日）に延長するものとします。有効期限が到来したユーザーIDについては、当社が必要と判断した場合、または契約者からの依頼により当社が認めた場合に、当社が再度発行します。この場合に再度発行するユーザーIDは有効期限が到来したユーザーIDとは異なるものとします。

第7条（手数料）

本サービスの利用にあたり、手数料は発生しません。

第8条（セキュリティ対策）

契約者は、インターネットを使用することに起因するリスクを理解し、端末機へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

第9条（海外からの利用）

本サービスの利用は、原則として、日本国内からの利用に限るものとします。海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

第10条（届出事項の変更等）

- 契約者は、氏名または商号、住所、実印、その他の届出事項を変更する場合は、直ちに当社所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- 契約者は、署名者の氏名、電話番号、役職名を変更する場合は、直ちに当社所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- 契約者は、担当者の氏名、役職名を変更する場合は、直ちに当社所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。
- 契約者が法人の場合、署名者または担当者が当該法人の役職員ではなくなった場合、または署名者もしくは担当者としての権限を解除された場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
- 契約者が個人の場合、担当者が契約者自身の事業に従事しなくなった場合、または担当者としての権限を解除された場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
- 契約者は、署名者または担当者を変更する場合は、当社所定の手続によりその旨を当社に届け出るものとします。
- 契約者が変更の手続を怠ったことにより、契約者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。また、当社所定の方法によって届け出ない限り、その効力を生じないものとします。
- 契約者が本条第1項の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当社からの通知が延着または未着となった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条（利用停止、解約等）

- 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当社はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくはその他裁判上の倒産処理手続開始の申立があった場合

- (2) 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合
 - (4) 前三号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
 - (5) 解散その他営業活動を休止した場合
 - (6) 契約者が死亡した場合
 - (7) 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - (8) 契約者または署名者が不正な取引を行ったと当社が判断した場合
 - (9) 契約者または署名者が、法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為を行った場合、または、該当するおそれがあると当社が判断した場合
 - (10) 本規定、銀行取引約定書その他、契約者が当社との間で締結している約定・契約に違反した場合等当社が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合
2. 前項にかかわらず、本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。
3. 契約者が前項により本サービス利用契約を解約する場合、当社所定の方法によりこれを申し出るものとします。なお、契約者による当社所定の方法による申し出から当社が解約手続を完了するまでの間に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社が本条第2項により本サービス利用契約を解約した場合、当社は契約者に対してその旨を通知することを要しないものとします。
5. 契約者において対象契約をすべて解約した場合、本サービスの利用契約も解約するものとします。
6. 本サービス利用契約を解約後に、再度本サービス利用契約が成立した場合は、第3条第1項第1号および第2号に基づき届出された署名者および担当者が電子契約システムにログイン時に、本サービス解約以前の対象契約情報および当座貸越WE B申込履歴の明細を閲覧できるものとします。
7. 本条の規定に基づき本サービス利用が停止された場合、または本サービスの利用契約が解約された場合は、これにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、契約者、署名者または担当者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者は、契約者、署名者または担当者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 契約者、署名者または担当者が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、本サービスを利用することが不適切であると当社が判断した場合には、本サービスの利用を停止します。
4. 前項の規定により本サービスの利用を停止した場合、契約者、署名者または担当者は当社になんらの請求を行うことはできず、当社に損害が生じたときは契約者がその責任を負います。

第13条（譲渡、質入れ等の禁止）

契約者は、本サービス利用上の地位その他本サービスにかかるいっさいの権利および義務を譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできないものとします。

第14条（準拠法と管轄）

本規定および本規定に基づく取引は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店または取引店の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（本サービスの変更、停止および廃止）

1. 当社は、当社が合理的に必要であると判断した場合は、本サービスの内容を変更できるものとし、また、天災、人災もしくは紛争など本サービスの運用上、やむを得ない事情があると合理的に判断した場合は、本サービスを停止もしくは廃止することができるものとします。この場合、契約者は当社に対して一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当社に対する賠償請求は行わないものとします。
2. 契約者は、当社が本サービスを廃止する場合、電子契約システムに登録されている各種データを削除することに異議を述べません。

第16条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社所定の各関連規定により取り扱います。なお、本規定において定義のない用語で、各関連規定に定義のある用語については、かかる定義の意味を有するものとします。

第17条（秘密保持）

契約者、署名者および担当者は、本規定に定める場合を除き、本サービスの利用により知り得た当社の情報を第三者に開示・漏えいしないものとします。

第18条（個人情報の取り扱い）

当社は、契約者、署名者および担当者が本サービスを利用することで当社が取得する個人情報については、当社「個人情報保護宣言」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第19条（規定の変更等）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、または当社ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第20条（免責）

1. 第15条の規定に基づき当社が本サービスを変更、停止または廃止した場合に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
2. 契約者が、他者と共用している電話番号を当社に届け出たことを事由に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
3. 契約者、署名者または担当者がユーザーID、パスワードまたはPINコードを第三者に漏えいしたことにより、契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
4. 本サービスを利用したこと、または次の各号の事由による本サービスの全部または一部の利用不能・取り扱いの遅延等により生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
- (1) 天災もしくは人災または裁判所もしくは行政等の公的機関による措置等のやむを得ない事由があるとき
 - (2) 当社が安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (3) 電源の供給停止、回線障害、電話の不通、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、回線の不通もしくは混雑、通信経路における取引情報の漏えい、通信業者のシステム障害等が生じたとき
 - (4) 技術上または運用上緊急に本サービスに関するシステムを停止する必要があると当社が判断したとき
 - (5) その他、当社の責めに帰すべからざる事由があるとき
5. 当社が、ユーザーID、パスワードおよびPINコードの一致を確認し取り扱いした場合は、ユーザーID、パスワードまたはPINコードにつき不正使用・盗用および通信電文の改竄・盗み見その他の事故であっても、そのために生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
6. 契約者が提出した書面等に使用された印影を当社が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
7. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当社は契約者の承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示できるものとします。この場合、情報を開示したことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。
8. 本サービスを利用したことによる損害は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、契約者が一切の責任を負うものとします。なお、当社に重大な過失がある場合の損害賠償責任は、契約者に通常生じる直接の損害に限るものとします。

以 上